

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区 別	記 載 す る 欄	備 考
1 免許の申請の場合	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11(注1) 12 13 14 15 16 17 18(注2) 19 20 (注2) 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30(注3) 31 (注3) 32(注3) 33 34 35 (注4)	(注1) 特定地上基幹放送局等の場合に限る。 (注2) 特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局以外の地上基幹放送試験局の場合に限る。 (注3) 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。 (注4) 受信障害対策中継放送若しくはコミュニティ放送を行う地上基幹放送局以外の地上基幹放送局又は地上基幹放送試験局の場合に限る。
2 変更の申請又は届出を行う場合	1(注1) 2 3 4 5 6 7 12(注1) 13 14 15(注2) 24(注3) 26(注4) 28(注5) 30 (注6) 当該変更に係る記載欄	(注1) 予備免許中の変更を除く。 (注2) 16の欄から23の欄までに変更がある場合に限る。 (注3) 25の欄に変更がある場合に限る。 (注4) 27の欄に変更がある場合に限る。 (注5) 29の欄に変更がある場合に限る。 (注6) 31の欄から35の欄までに変更がある場合に限る。
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 5 6 7 10 11(注1) 12 13 14 15 16 18(注2) 19 20(注2) 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30(注3) 31(注3) 32(注3) 33 34 35(注4)	(注1) 特定地上基幹放送局等の場合に限る。 (注2) 特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局以外の地上基幹放送試験局の場合に限る。 (注3) 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。 (注4) 受信障害対策中継放送若しくはコミュニティ放送を行う地上基幹放送局以外の地上基幹放送局又は地上基幹放送試験局の場合に限る。

2 1の欄は、現に免許を受けている基幹放送局の免許の番号を記載すること。

3 2の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申

請を行う場合の区別により該当する□にレ印を付けること。

4 3の欄は、総務大臣が別に告示する無線局の種別コード等のコード表(以下「無線局種別等コード表」という。)により該当するコードを記載すること。

5 4の欄は、次によること。

(1) 開設、継続開設又は変更を必要とする理由(変更の場合は、変更の内容を含む。)をできる限り詳しく記載すること。

(2) 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局のうち、電気通信業務用無線局にあつては、業務開始の日(再免許の申請の場合にあつては再免許の日)以後3年以内の日を含む毎事業年度における利用者数見込みを記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けている電気通信業務用無線局に係る業務計画等と同一のものとなる場合又は2以上の電気通信業務用無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。

6 5の欄は、日本産業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

7 6の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

8 7の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は、記載を要しない。

9 8の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載することとし、日付指定については、「H28.12.21」のように記載すること。ただし、適合表示無線設備のみを使用する無線局又は第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。

10 9の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。日付指定については、注9の日付指定の場合に準じて記載すること。

11 10の欄は、総務大臣が別に告示する無線局の目的コード等のコード表(以下「無線局目的等コード表」という。)により該当するコード(無線局の目的コードを補完する基幹放送の種類コードを含む。)を記載すること。

12 11の欄は、次によること。

(1) 国内放送又は国際放送を行う基幹放送局の場合((2)から(5)までの場合を除く。)、放送事項を放送の目的別種類(報道、教育、教養、娯楽、その他をいう。ただし、コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、これらによるほか、適宜の分類を用いることができる。以下この別表において同じ。)により、次のように記載すること。なお、コード欄は、無線局種別等コード表により該当するコードがある場合に限り記載すること。

ア コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の基幹放送局の場合

(記載例)

コード

目的別種類

- 01 報道(一般ニュース、ニュース解説、スポーツニュース、週間ニュース、災害に関する情報等)
- 02 教育(学年別学校向講座、英会話の時間、職業教育講座等)
- 03 教養(政治解説、政治討論会、婦人向講座、文学座談会、音楽講座、街頭討論会等)
- 04 娯楽(音楽、スポーツ行事、小説朗読、演芸等)
- 06 その他(通信販売番組等)
- イ コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合  
(記載例)  
生活情報(道路交通情報、病院の案内、天気予報等)  
行政情報(市町村議会情報、市町村広報等)  
観光情報(観光地、観光施設の案内、宿泊施設の案内、各種行事の案内等)
- (2) 超短波多重放送を行う基幹放送局の場合  
放送事項を放送番組の実態に合わせて記載すること。
- (3) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合  
放送事項を次のように記載すること。  
(記載例) 何県においてテレビジョン放送を行っている放送事業者の放送番組  
(記載例) 何県において中波放送を行っている放送事業者の放送番組
- (4) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送局の場合  
放送事項を次のように記載すること。
- ア 博覧会等の用に供する場合  
(記載例) 何博覧会の案内等に係る事項
- イ 災害発生時に役立てる場合  
(記載例) 何地震の災害対策及び被災者救援のための生活情報等に係る事項
- (5) 中継国際放送を行う基幹放送局の場合  
放送事項を次のように記載すること。  
(記載例) 何外国放送事業者により行われる中継国際放送に係る事項
- 13 12の欄は、次の区分に従い記載すること。
- (1) 免許の申請の場合  
希望する識別信号
- (2) 再免許の申請又は変更の申請若しくは届出の場合  
現に指定されている識別信号(その指定の変更の申請の場合は、希望する識別信号を含む。)
- 14 13の欄は、当該基幹放送局を識別するための名称(免許の申請等の場合は希望する名称)を記載すること。
- 15 14の欄は、次によること。
- (1) 電波の型式の記載に際しては、占有周波数帯幅について、設備規則別表第二号第2から第4までの規定の適用がある場合に限り、必要とする占有周波数帯幅を次の表示方法により電波の型式に冠して記載すること。  
ア 占有周波数帯幅を3数字及び1文字(H、K、M又はG)により記載すること。この場合において、最初の記号として数字の0並びに文字のK、M及びGを用いないこと。

イ 占有周波数帯幅の記載に際しては、次の表の占有周波数帯幅の範囲の欄の区分に従い、記載方法の欄に示すように占有周波数帯幅の大きさに応じたH、K、M又はGの文字を小数点の位置に記載すること。

占有周波数帯域幅の範囲	記 載 方 法
0. 001Hz～999Hz	H001～999H
1. 00kHz～999kHz	1K00～999K
1. 00MHz～999MHz	1M00～999M
1. 00GHz～999GHz	1G00～999G

(2) 希望する周波数の範囲は、「何kHzから何kHzまで」のように記載するほか、次によること。

ア 受信障害対策中継放送、短波放送を行う基幹放送局又は第2条第5項の告示で定める基幹放送局の場合は、希望する周波数の数を併せて記載すること。

イ 超短波データ多重放送を行う基幹放送局の場合は、希望するデータチャネルを「毎秒240キロビット」のように併せて記載すること。

(3) 空中線電力の記載は、次によること。

ア 電波の型式の別に記載すること。

イ 超短波放送、テレビジョン放送、データ放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送又は超短波データ多重放送を行う基幹放送局の場合は、最大実効輻射電力を併せて記載すること。

ウ 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力についても併せて記載すること。

（記載例） X7W 10W 最大実効輻射電力 33W

F3E F8E 2.5W 最大実効輻射電力 8.3W

(4) 送信装置ごとに異なるときは、それぞれについて記載すること。

16 15、24、26、28及び30の欄は、13の欄に記載した当該基幹放送局を識別するための名称(免許の申請等の場合は希望する名称)を記載すること。

17 16の欄は、送信所、受信所、演奏所等無線設備で設置場所を異にするものについては、設置場所番号の欄に個別の番号を付し、設置場所の区別コードの欄に無線局種別等コード表により該当するコードを記載し、それぞれの設置場所を「何県何市何町○一〇一〇何内」のように記載すること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。異にしないものについては、設置場所番号の欄及び設置場所の区別コードの欄は記載しないこととし、設置場所を同様に記載すること。

18 17の欄は、次の区分に従い記載すること。

(1) 申請に係る基幹放送局が同一の免許人に属する他の基幹放送局から放送される放送番組の全部を同時に中継して放送するもの、又は受信障害対策中継放送を行うものの場合は次のように記載すること。

（記載例） 総額 7,200千円

送信設備 4,200千円  
 受信設備 1,600千円  
 土地・建物 1,100千円  
 その他の機械設備 300千円

(注) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合であつて、土地若しくは建物を購入し、又は借用するときは、譲渡承諾書、賃貸承諾書、使用許可書の写し等その確実性を証明する書類を添付すること。

(2) (1)以外の基幹放送局の場合は、「別紙に記載のとおり」と記載し、別紙は次の様式により記載すること。

区分	分	金額	備考
送信所の機械設備	(記載例) 送信機 空中線系 空中線柱 電源装置 その他の設備 計	千円	
演奏所の機械設備	演奏装置 撮像装置 調整装置 電源装置 その他の設備 計		
受信所の機械設備	受信機 空中線系 その他の設備 計		
土地	送信所 演奏所 受信所 事務所等 計		
建物	送信所 演奏所 受信所 事務所等 計		

その他	事務所設備 道路分担金 電力引込負担金 STリンク 工事雑費等 計		
合	計		

(注1) 備考の欄の記載は、次によること。

ア 土地、建物等を借用する場合は、その旨及び1年分の借料を記載すること。

イ 土地又は建物の規模等を「畠地何平方メートル何某所有」、「鉄筋コンクリート何階建何平方メートル」のように記載すること。

(注2) 送信所、演奏所、受信所等の土地若しくは建物の購入又は借用、送信空中線の共用等の場合は、譲渡承諾書、賃貸承諾書、使用許可書の写し等その確実性を証明する書類を添付すること。

19 18の欄は、一の放送系における地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第93条第1項の規定により一の認定を受けようとする者又は同法第105条の2第2項の規定により確認を受けようとする者の氏名又は名称(申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。)を記載すること。ただし、移動受信用地上基幹放送の業務の用に供する場合は記載を要しない。

20 19の欄は、次により記載すること。

(1) 地上基幹放送又は移動受信用地上基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字及びデータの流れが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲における全ての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。

(2) (1)の概要図には、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当該業務に用いられる基幹放送局設備に該当する設備の範囲を「番組送出設備」、「中継回線設備」又は「放送局の送信設備」の別を明確にして付記すること。

(3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」及び「放送局の送信設備」の放送法第121条第1項(特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、同法第111条第1項及び第121条第1項)の基準のうち技術基準(同法第111条第2項及び第121条第2項に係るものに限る。)への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

ア 放送法第121条第2項第1号(特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、放送法第111条第2項第1号及び第121条第2項第1号)に規定する基幹放送局設備(特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、特定地上基幹放送局等設備)の損壊又は故障により、基幹放送局の運用に著しい支障を及ぼさないようにすることを確保するための措置に関する事項

イ 放送法第121条第2項第2号(特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、放送法第111条第2項第2号及び第121条第2項第2号)に規定する基幹放送局

設備(特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、特定地上基幹放送局等設備)を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために当該設備が準拠する送信の標準方式の種類に関する事項

- (4) (1)の概要図には、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は名称、委託して行わせる設備の範囲及び業務の範囲を明確にして付記すること。
- (5) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。
- (6) 次に掲げるとき又は再免許の申請の場合であつて、記載する内容が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一であるときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。
  - ア 記載する内容の全部又は一部が同一の免許人に属する他の基幹放送局(無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。)のものと同一である場合において、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したとき
  - イ 超短波多重放送を行う基幹放送局の場合において、記載する内容が無線設備を共用する超短波放送を行う基幹放送局のものと同一であるとき

21 20の欄は、次により記載すること。

- (1) 19の欄の概要図で示した設備のうち、地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局設備に該当する設備として、基幹放送局の無線設備及び放送法施行規則第3条第1号に規定する番組送出設備(中継回線設備を含む。)の全部又は一部を記載するとともに、放送法第2条第24号に規定する基幹放送局提供事業者とそれ以外の者との間の分界点を明確にして付記すること。
- (2) 次に掲げるとき又は再免許の申請の場合であつて、記載する内容が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一であるときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。
  - ア 記載する内容の全部又は一部が同一の免許人に属する他の基幹放送局(無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。)のものと同一である場合において、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したとき
  - イ 超短波多重放送を行う基幹放送局の場合において、記載する内容が無線設備を共用する超短波放送を行う基幹放送局のものと同一であるとき

22 21の欄は、次により記載すること。

- (1) 設備等維持業務を確実に実施することができる体制を記載すること。
- (2) 設備等維持業務を確実に実施するために整備している規程について、その名称と概要を記載すること。
- (3) 設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者の氏名、略歴等を記載すること。  
設備等維持業務に従事する者が当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していることを証する書類を添付すること。
- (4) 設備等維持業務を他人に委託する場合には、放送法施行規則第123条の7に規定す

る措置の内容を記載すること。

- (5) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう適宜の区分に分けて、別途記載すること。
- (6) 次に掲げるとき又は再免許の申請の場合であつて、記載する内容が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一であるときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。
  - ア 記載する内容の全部又は一部が同一の免許人に属する他の基幹放送局(無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。)のものと同一である場合において、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したとき
  - イ 超短波多重放送を行う基幹放送局の場合において、記載する内容が無線設備を共用する超短波放送を行う基幹放送局のものと同一であるとき

23 22の欄は、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い、「別紙(1)～(9)、(13)～(16)に記載のとおり」のように記載し、(別紙)の該当する□にレ印を付け、別紙を別葉として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「何基幹放送局に同じ」、「別紙(7)に記載のとおり、別紙(1)～(6)、(8)～(10)、(13)～(16)については何基幹放送局に同じ」のように記載すること。

区別	提出する別紙	備考
----	--------	----

## 別表第二号第1（記載要領）

1 免許の申請の場合	(1) (注1)(注2)(注5) (注10)	(注1) 当該別紙に記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。
	(2) (注1)(注2)(注3)	(注2) 協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(3) (注1)(注2)(注3) (注10)	(注3) 学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(4) (注1)(注2)(注3) (注10)(注12)	(注4) 学園の基幹放送局の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。
	(5) (注1)(注2)(注3) (注10)(注12)	(注5) 学園の基幹放送局の場合は、経営形態については記載を要しない。
	(6) (注1)(注2)(注10)	(注6) 専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(7) (注1)(注3)(注6) (注7)(注10)(注12)	(注7) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送局(当該放送の電波に重畠して多重放送を行う基幹放送局を含む。以下この表において同じ。)の場合は、提出を要しない。
	(8) (注1)(注6)(注7) (注10)(注12)	(注8) 地上基幹放送試験局の場合に限る。
	(9) (注1)(注10)(注12)	(注9) 基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。
	(10) (注1)(注3)(注6) (注7)(注10)(注12)	(注10) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(11) (注1)(注4)(注7) (注10)(注12)	(注11) コミュニティ放送を行う基幹放送局(当該放送の電波に重畠して多重放送を行う基幹放送局を含む。以下この表において同じ。)の場合は、提出を要しない。
	(12) (注1)(注3)(注10) (注12)	(注12) 特定地上基幹放送局等の場合に限る。
	(13) (注1)(注8)	
	(14) (注1)(注9)	
	(15) (注1)(注2)(注3) (注7)(注10)(注11)	
	(16) (注1)(注2)(注3) (注7)(注10)(注11)	
	(17) (注1)(注2)(注3)	
	(18) (注1)(注2)(注3) (注7)(注10)(注12)	
2 変更の申請又は届出を行う場合	(1) (注1)(注2)(注6) (注9)	(注1) 協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(2) (注1)(注2)(注6)	(注2) 学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(3) (注1)(注2)(注6) (注9)	(注3) 学園の基幹放送局の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。
	(4) (注1)(注2)(注6) (注9)(注11)	(注4) 専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(5) (注1)(注2)(注6) (注9)(注11)	(注5) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(6) (注1)(注6)(注9)	(注6) 当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるとき
	(7) (注2)(注4)(注5) (注6)(注9)(注11)	に限る。

	(8) (注4) (注5) (注6) (注9) (注11) (9) (注6) (注9) (注11) (10) (注2) (注4) (注5) (注6) (注9) (注11) (11) (注2) (注5) (注9) (注11) (12) (注2) (注9) (注11) (13) (注3) (注7) (14) (注3) (注8) (15) (注1) (注2) (注5) (注6) (注9) (注10) (16) (注1) (注2) (注5) (注6) (注9) (注10) (17) (注1) (注2) (注6) (注9)	(注7) 地上基幹放送試験局の場合に限る。 (注8) 基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。 (注9) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注10) コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注11) 特定地上基幹放送局等の場合に限る。
3 再免許の申請の場合	(1) (注1) (注2) (注5) (注10) (3) (注1) (注2) (注3) (注10) (4) (注1) (注2) (注3) (注10) (注12) (5) (注1) (注2) (注3) (注10) (注12) (6) (注1) (注2) (注10) (7) (注1) (注3) (注6) (注7) (注10) (注12) (8) (注1) (注6) (注7) (注10) (注12) (9) (注1) (注10) (注12) (10) (注1) (注3) (注6) (注7) (注10) (注12) (11) (注1) (注4) (注10) (注12) (12) (注1) (注3) (注10) (注12) (13) (注1) (注8) (14) (注1) (注9) (15) (注1) (注2) (注3) (注10) (注11) (16) (注1) (注2) (注3) (注10) (注11) (17) (注1) (注2) (注3) (19) (注1)	(注1) 当該別紙に記載する内容の全部が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一である場合又は同一の免許人に属する他の基幹放送局のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。 (注2) 協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注3) 学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注4) 学園の基幹放送局の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。 (注5) 学園の基幹放送局の場合は、経営形態については記載を要しない。 (注6) 専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注7) 放送法施行令第8条の規定により提出済みの場合は、提出を省略することができる。 (注8) 地上基幹放送試験局の場合に限る。 (注9) 基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。 (注10) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注11) コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注12) 特定地上基幹放送局等の場合に限る。

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。ただし、再免許の申請の場合は、経営形態の欄は記載を要しない。

## ア 株式会社の場合

経営形態	株 式 会 社		
資本又は出資の額	発行済みの株式の額及びその株式数	増資予定の期日、額及びその株式数	増資後の資本の額及びその株式数

## イ 設立中の株式会社の場合

経営形態	株式会社(設立中)		
資本又は出資の額	発起人引受けの株式数及びその額	募集の株式数及びその額	合計

ウ 株式会社及び設立中の株式会社以外の場合は、上記の様式に準じて記載すること。

(注1) 法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(イ) 定款又は寄附行為に放送事業を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

(注2) 設立中の法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款(会社法(平成17年法律第86号)第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款)又は寄附行為

(イ) 法人設立計画書(法人設立までの進行予定を記載した書類とする。)

(ウ) 設立しようとする法人が株式会社であるときは、発起人会議事録の写し、発起人組合契約書の写し及び発起人引受承諾書

(注3) 法人及び設立中の法人以外の場合は、(注1)及び(注2)に準ずる書類を添付すること。

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

用 途 别 資 金 の 額	資 金 調 達 の 方 法
工 業 費	千円
創 業 費	
そ の 他	
合 計	

(注1) 資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金、寄附金、積立金、営業収入等の別及び金額を記載すること。

(注2) 貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、社債申込証の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添付すること。

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

## 別表第二号第1（記載要領）

氏名又は名称	住 所	職 業	議決権の総数に対する議決権の比率(%)	備 考

(注1) 議決権（株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別表において同じ。）の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者（株式会社にあつては株主、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員（以下この別表において「社員又は理事等」という。））について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出すること。

(注2) 設立中の法人又は団体にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、その旨を併せて記載すること。

(注4) 法人又は団体にあつては、名称に代表者の氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)  
(代)専務(常)」「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

(イ) 発起人又は発起人代表であるときはその旨

(ウ) 出資の予定のものについてはその旨

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	総議決権に対する比率	(A)が地上基幹放送事業者の10分の1を超える議決権又は衛星基幹放送事業者若しくは移動受信用地上基幹放送事業者の3分の1を超える議決権を有する場合、当該事業者の名称	備 考
10分の1を超える議決権を有する者 (A)		%		

うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者(B)		%	
-------------------------------	--	---	--

(注1) 議決権の取扱いは、次のアからエまでに定めるところにより計算し、記載すること。

ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつっていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

イ 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、基幹放送局を開設しようとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等(一般社団法人、一般財団法人、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人、宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人及び特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)が基幹放送局を開設しようとする者の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

ウ イの本文の規定は、基幹放送局を開設しようとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある1又は2以上の法人又は団体(以下この注において「関連法人等」という。)が介在している場合(関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等(その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によって保有されているものに限る。)によって保有されている場合に限る。)に準用する。

エ ウの規定を適用する場合において、介在している関連法人等も10分の1以上の議決権を有する者となるときは、当該関連法人等についても(A)及び(B)の欄を記載すること。なお、(B)の欄は、(A)の欄に記載される者の議決権と計算される議決権を、関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(注2) (B)の欄は、議決権を有するすべての者について記載すること。

(注3) 備考の欄は、出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄附金等の出資の種類を記載すること。また、(B)の欄を記載した場合は、当該欄の備考の欄に(A)の有する議決権と計算される理由を記載すること。

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の総議決権に対する比率	備考
自らが10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者 (A)		%	
うち自らの有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%	

(注) (4)(注1)アからウまで、(注2)及び(注3)に準じて記載すること。また、次のア及びイによること。

ア (4)(注1)アからウまでについては、「一の者」とあるのは「基幹放送局を開設しようとする者」と、「基幹放送局を開設しようとする者」とあるのは「他の基幹放送事業者」とそれぞれ読み替えること。

イ (4)(注1)アからウまでに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介在して基幹放送事業者の議決権を有するときの(B)の欄については、(A)の欄に記載される基幹放送事業者の議決権を他の関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

フリガナ 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	特定役員への該当の有無	備考
					□有 □無	

(注1) 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

(注2) 特定役員とは、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成27年総務省令第26号)第2条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいう。

(注3) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。

(注4) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注5) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なもの(代表権を有する特定

役員又は常勤の特定役員が一の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねる場合及び複数の特定役員が一の法人又は団体の特定役員の地位を兼ねる場合における当該一の法人又は団体に係るものと含む。)を(注4)に準じて記載すること。

(注6) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

- ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨
- イ 予定のものについてはその旨

(注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

(7) 別紙(7)は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準又はその案を記載すること。

(8) 別紙(8)は、具体的に放送番組を編集するための基本的な計画又はその案を記載すること。この場合において、特別の経営方針による放送を行う特定地上基幹放送局等(学園が開設するものを除く。)については、対象とする受信者層を併せて記載すること。

(9) 別紙(9)は、放送番組表、放送の目的別種類による放送時間(テレビジョン放送を行う特定地上基幹放送局等(学園が開設するものを除く。)及び中波放送若しくは超短波放送を行う特定地上基幹放送局等(協会が開設するものに限る。)に限る。以下この注において同じ。)及び他から供給を受ける放送番組の放送時間(協会及び学園の特定地上基幹放送局等並びに臨時目的放送を専ら行う特定地上基幹放送局等の場合を除く。)について、次のアからオまでの様式により記載すること。

ア 放送番組表

(ア) 超短波放送又はテレビジョン放送を行う特定地上基幹放送局等の場合

A 超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組の記載

時刻	曜日						
	月	火	水	木	金	土	日
計							
合計	備考						
時間 分( 分)	字	時間	分( 分)		%		
※字幕付与可能な1週間の放送時間	解	時間	分( 分)		%		
時間 分( 分)							

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれかの記号(報道は(報)、教育は(育)、教養は(養)、娯楽は(娛)、その他は(他)と表示)に従い、個々に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類の全てについて表示するとともに放送時間を付記すること。

- (注3) 個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。
- (注4) 補完放送であつて、テレビジョン放送の映像に伴うものの放送を行う場合は、字幕放送、解説放送の別を個々の放送番組の欄内に、字幕放送は(字)、解説放送は(解)と表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法の全てについて表示するとともに放送時間を作記するものとし、1週間の総放送時間(字幕放送にあつては、字幕付与可能な1週間の放送時間とする。)について、字幕放送及び解説放送の別に、1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載すること。
- (注5) 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る放送番組について個々の放送番組の欄に「有」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る時間を( )で再掲すること。

B 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送の番組の記載

番組番号	番組名	放送の開始時間及び終了時間
番組数計		

- (注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。
- (注2) 放送番組の選択のため付される特定の番号がある場合は、番組番号の欄に記載すること。
- (注3) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれに該当するかを色別、記号別等の方法により、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類すべてについて表示すること。
- (注4) 番組数計の欄は、1週間に放送した放送番組の総数を記載すること。
- (注5) 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、番組数計の欄に有料放送に係る時間を( )で再掲すること。

(イ) 超短波多重放送を行う特定地上基幹放送局等の場合

番組番号	番組名	放送の開始時間及び終了時間

番組数計		

- (注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。
- (注2) 放送番組の選択のため付される特定の番号がある場合は、番組番号の欄に記載すること。
- (注3) 番組数計の欄は、1週間に放送した放送番組の総数を記載すること。
- (注4) 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「(有)」の記号等を表示し、番組数計欄内に有料放送に係る時間を( )で再掲すること。

(ウ) (ア)又は(イ)以外の特定地上基幹放送局等の場合

曜日 時刻	月	火	水	木	金	土	日
計	時間 分						
合 計			時間 分		備 考		

- (注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。
- (注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれに該当するかを色別、記号別等の方法により、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類のすべてについて表示するとともに放送時間を付記すること。
- (注3) 個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

#### イ 放送の目的別種類による放送時間等

放送の目的別種類	1週間の放送時間	比率	備考
報道	時間 分	%	
教育			
教養			
娯楽			
その他			
合 計	時間 分	100.0%	

- (注1) 1週間の放送時間の欄は、アの(ア)又は(ウ)の放送番組表に基づいて集計したものを記載すること。
- (注2) 準完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該準完放送に係る放送時間及び比率をそれぞれ該当する欄内に(補完： )で再掲すること。
- (注3) 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る放送時間及び比率をそれぞれ該当する欄内に(有料： )で再掲すること。

(注4) 放送の目的別種類の「その他」とは、通信販売番組その他教養番組、教育番組、報道番組及び娯楽番組以外の放送番組をいい、通信販売番組とそれ以外のものとに細分すること。

ウ ローカル番組

(ア) ニュース

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合計	時間 分( %)	時間 分( %)

(イ) 天気予報

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合計	時間 分( %)	時間 分( %)

(ウ) ニュース及び天気予報以外の番組

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合計	時間 分( %)	時間 分( %)

(エ) 総合計

総合計(ア)+(イ)+(ウ)	時間 分( %)
----------------	----------

(注1) 超短波多重放送及び短波放送以外の基幹放送の業務について記載すること。

(注2) アの放送番組表に基づいて記載すること。

(注3) 出演者、番組内容等からみて、当該放送事業者の放送対象地域向けの放送番組と認められるもの(自社以外が制作したものも含む。)について記載すること。

(注4) 合計及び総合計の欄の比率は、アの放送番組表に基づいて1週間の総放送時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

エ 自社において制作する放送番組及びその制作体制

①完全局制作	②制作会社協力	自社において制作する放送番組			他から供給を受ける放送番組	合計
		③共同制作	④制作委託	⑤再放送		
分%	分%	分%	分%	分%	分%	分%
						100.0%

(注1) アの放送番組表に基づいて各項目の放送時間(分)及び1週間の総放送時間に対する割合を記載すること。

(注2) ①から④までの番組については、いずれも再放送の番組を除くこと。

(注3) 自社における制作能力及び制作体制の確実性を裏付ける資料がある場合は、添付すること。

オ 他から供給を受ける放送番組の時間帯

(ア) 超短波放送又はテレビジョン放送を行う特定地上基幹放送局等の場合

A 超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組の記載

供給者名	1週間の放送時間(他から供給を受ける放送番組)	供給に関する協定等の有無
------	-------------------------	--------------

別表第二号第1（記載要領）

(ニュース) 放送事業者 小計	時間	分( 分)	%	
その他の者 小計	時間	分( 分)	%	
計(①)	時間	分( 分)	%	
(ニュース以外の番組) 放送事業者 小計	時間	分( 分)	%	
その他の者 小計	時間	分( 分)	%	
計(②)	時間	分( 分)	%	
合計(①+②=③)	他社の放送番組	時間	分( 分)	%
備考	自社の放送番組	時間	分( 分)	%

(注1) 供給者名の欄は、ア(ア)Aの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載し、供給者のそれぞれについて、供給を受けようとするものの放送時間を記載し、放送事業者及びその他の者ごとに小計を記載し、計及び合計を記載すること。

(注2) 合計の欄の比率は、ア(ア)Aの放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

(注3) 備考の欄の比率は、ア(ア)Aの放送番組表の合計の欄の時間から合計(①+②=③)の欄の比率を差し引いた比率を記載すること。

(注4) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注5) 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る放送時間をそれぞれ該当する欄内に( )で再掲すること。

B 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送の番組の記載

供 給 者 名	放送番組数	供給に関する協定等の有無
(ニュース)	番組数 計	
(ニュース以外の番組)	番組数 計	
合 計	番組数 ( %)	

(注1) 供給者名の欄は、ア(ア)Bの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、ア(ア)Bの放送番組表の合計の欄の番組数に対

する比率を記載すること。

(注3) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注4) 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る番組数をそれぞれ該当する欄内に( )で再掲すること。

(イ) 超短波多重放送を行う特定地上基幹放送局等の場合

供 給 者 名	放送番組数	供給に関する協定等の有無
(ニュース)	番組数 計	
(ニュース以外の番組)	番組数 計	
合 計	番組数 ( % )	

(注1) 供給者名の欄は、ア(イ)の放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、基幹放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、ア(イ)の放送番組表の合計の欄の番組数に対する比率を記載すること。

(注3) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注4) 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る番組数をそれぞれ該当する欄内に( )で再掲すること。

(ウ) (ア)又は(イ)以外の特定地上基幹放送局等の場合

供 給 者 名	1週間の放送時間	供給に関する協定等の有無
(ニュース)	時間 分 計	
(ニュース以外の番組)	時間 分 計	
合 計	時間 分( % )	

(注1) 供給者名の欄は、ア(ウ)の放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、基幹放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、ア(ウ)の放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

(注3) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(10) 別紙(10)は、次の様式により記載すること。

フリガナ	住 所	性 別	生 年 月 日	職 業	備 考
------	-----	-----	---------	-----	-----

## 別表第二号第1（記載要領）

委員の氏名					
委員総数	人				

(注1) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 職業の欄は、主たる職業を「何大学教授」、「評論家」等のように記載すること。

(注3) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 他の放送番組の審議機関の委員であるときはその旨及び当該審議機関の名称

イ 他の放送事業者の審議機関と共同して設置しようとする場合はその旨及び共同設置者の氏名又は名称

ウ 予定のものについてはその旨

(注4) 委員予定者については、委員就任承諾書を添付すること。

(11) 別紙(11)は、次により記載すること。

ア 放送番組を編集する組織機構について、職務内容を系統的かつ具体的に記載すること。この場合において、編集の責任者については、その権限について併せて記載すること。

イ 放送番組を考查する組織機構がある場合には、アに準じて記載すること。この場合において、考查の方法を併せて記載し、考查に関する基準等があるときはそれらを記載又は添付すること。

ウ 予定のものについては、その旨を記載すること。

(12) 別紙(12)は、次により記載すること。

災害放送の実施体制(責任者、連絡系統、要員等)を記載すること。この場合において、実施要領等を作成している場合は、それを添付すること。

(13) 別紙(7)から別紙(11)までの事項について、開局当初限りの特別の経営方針があるときは、その方針についてそれぞれ該当する別紙に併せて記載すること。

(14) 別紙(15)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

ア 兼営する事業

兼営する事業の名称	事業の概要

イ 他の事業への出資

事業者の名称	資本金(A)	事業の概要	出資の額(B)	出資の比 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$	備考
	百万円		千円	%	

## 別表第二号第1 (記載要領)

(注1) 出資の額が500万円以上又は出資に係る事業者の資本金の額の10分の1以上の場合について記載すること。

(注2) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、その比率

(イ) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄附金等の出資の種類

(15) 別紙(17)は、見積表及び見積りの根拠について、次の様式により記載すること。

ア 見積表

- (注1) この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の記載を省略すること。地上基幹放送試験局及び地上基幹放送を行う実用化試験局の場合は、科目の欄を「研究委託費」、「調査委託費」、「試験、研究費」等適宜の科目に修正の上記載すること。
- (注2) 事業収支の欄は、申請者が行う放送事業及び兼営する事業の収支を総合したものを記載すること。
- (注3) 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載すること。
- (注4) 有料放送料の欄は、有料放送を行う基幹放送局の場合に限る。なお、有料放送の受信に関し、有料放送料以外の金銭を受信者に負担させる場合は、その金銭に係る収益及び費用について、適宜の科目を設けて記載すること。
- (注5) 放送受託費の欄は、申請者が基幹放送局提供事業者である場合に限り記載することとし、自己の申請に係る認定基幹放送事業者との間で締結した放送局設備供給契約に基づく当該供給役務料金収入見込みを記載する。  
なお、自己の申請とは異なる認定基幹放送事業者から同様の収入見込みがある場合は、当該収入見込み総額を記載の上、下段に自己の申請に係る認定基幹放送事業者及びその他の者ごとに放送受託費の内訳をそれぞれ記載すること。
- (注6) 次の書類を添付すること(地上基幹放送試験局、臨時目的放送を専ら行う基幹放送局、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局及びコミュニティ放送を行う基幹放送局の場合を除く。)
- (ア) 放送料表  
(イ) 最近の決算期における計算書類(施行規則第43条の3第3項の規定により提出済みであるときは、添付を省略することができる。)  
(ウ) その他参考となる書類
- (注7) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送局の場合は、当該目的を達成するために必要な期間における見積額を、この様式に準じて記載すること。
- (注8) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、当該基幹放送局の運営に係る収支について、適宜の様式により記載すること。また、再免許の申請の場合にあつては、直前の決算期に係る計算書類をもつて代えることができる。
- イ 見積りの根拠(臨時目的放送を専ら行う基幹放送局及びコミュニティ放送を行う基幹放送局の場合を除く。)
- (ア) 収益

区分	1週間回数	平均単価	1週間収入	1年間の収入
----	-------	------	-------	--------

(記載例)		回	千円	千円	千円
放送料					
Aタイム	30分				
	15分				
Bタイム	30分				
	15分				
Aスポット					
Bスポット					

(注1) アの表の1の項の収益の科目ごとに、第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載すること。ただし、売上高のその他及び営業外収益の科目については適宜の様式により記載すること。

(注2) 有料放送を行う基幹放送局の場合は、契約者数及び有料放送料について、適宜の様式により第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載すること。

(注3) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、適宜の様式により記載すること。

#### (イ) 費用

科 目	金 额	根 拠
	千円	

(注1) (ア)の注に準じて記載すること。

(注2) 有料放送を行う基幹放送局の場合は、各科目ごとに有料放送に係る金額及び根拠を( )で再掲すること。

(16) 別紙(18)は、次の様式により記載すること。

フ リ ガ ナ 氏名又は名称	住 所	1 年 間 の 利 用 見 込 金 額	1 年 間 平 均 の 利 用 度		備 考
			回 数	時 間	

(注1) 他人の利用に供するものについて記載すること。

(注2) 利用見込者は、都道府県別に記載すること。

(注3) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注4) 備考の欄は、利用見込者が株主であるとき又は株主になろうとするものであるときは、その旨を記載すること。

(17) 別紙(19)は、次の事項について記載すること。

ア 事業の実績(受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合を除く。)

(ア) 事業遂行の概要(事業計画の実施状況(臨時かつ特別の事業計画に基づくものを含む。)について簡単に記載すること。放送試験局の場合は免許の期間中における試験、研究又は調査の方法及び結果の概要を、放送を行う実用化試験局の場合は免許の期間中における実用化試験の方法及び結果の概要を併せて

記載すること。）

(イ) 別に定める1週間の放送の実施状況

他から供給を受けた放送番組の時間(協会及び学園の基幹放送局の場合を除く。)

(ウ) 放送番組に関する参考事項(放送番組について基幹放送普及計画(昭和63年郵政省告示第660号)第2又は放送法関係審査基準別紙1の規定に適合していることの証明その他の参考事項を記載すること。)

(エ) その他参考となる事業の概要

イ 資産、負債及び収支の実績(協会及び学園の基幹放送局の場合を除く。)(当該申請が決算期の中途に行われる場合にのみ当該決算期の実績の概要を記載することとし、その他の場合には記載を要しない。)

(18) 別紙の記載内容の一部について記載を省略する場合は、当該省略部分に「何放送局に同じ」のように記載すること。

24 23の欄は、次によること。

(1) 申請に係る基幹放送局が他の基幹放送局の放送番組を同時に中継して放送するものにあつては、当該他の基幹放送局から当該申請に係る基幹放送局までの放送番組の中継の方法を記載すること。ただし、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合にあつては、当該他の基幹放送局とする。

(2) 申請に係る基幹放送局が超短波音声多重放送、超短波文字多重放送又は超短波データ多重放送を行う基幹放送局の場合は、共用を予定している無線設備に係る超短波放送を行う基幹放送事業者名を記載すること。ただし、超短波放送を行う基幹放送事業者がその放送設備を共用して開設する場合は、この限りでない。

(3) 当該基幹放送局の送信設備が施行規則第11条の3第3号又は第4号の規定により周波数測定装置の備付けを要しないものであるときは、使用周波数の測定を受けることになっている無線局の名称及び識別信号又は相手方の無線局が別に備え付けた周波数測定装置の設置場所を記載すること。

(4) 有料放送を行う基幹放送局の場合は、1日の放送時間のうち有料放送(有料放送に関する告知放送を含む。)を行うことを予定している時間帯(曜日等により異なるときは、その旨)を記載すること。

(5) コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、コミニティ放送の実施予定地域(申請者が地域住民の需要にこたえ放送を実施しようとする地域をいう。)を次のように記載すること。

（記載例） コミニティ放送の実施予定地域は、(何)市の一部

(6) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

(7) 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして施行規則第6条の4の2で定める基準に合致する

ことを示す事項を記載すること。

(8) その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

25 25の欄は、次によること。

(1) 都道府県一市区町村コードの欄は、放送区域(下記注26の(3)ア(イ)の周波数によるものとする。)が一の都、道、府又は県の管轄区域の全部に及ぶ場合は都、道、府又は県を単位に、一の都、道、府又は県の管轄区域の一部に及ぶ場合は市、区、町又は村を単位に、都道府県コードを記載すること。この場合において、申請に係る基幹放送局の空中線電力が100ワット未満(ただし、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第二章に規定するデジタル放送(以下「地上デジタルテレビジョン放送」という。)を行う基幹放送局の場合は10ワット未満。注27において同じ。)であるときは、市、区、町又は村を単位に記載すること。

(2) 世帯数、放送区域内の世帯数の欄は、最近の国勢調査による数を記載すること。

26 27の欄は、次によること。

(1) 都道府県一市区町村コードの欄は、第7条第1項の規定に基づき地図に表示した放送区域が含まれる都、道、府、県等について、都道府県コードを記載すること。

(2) 全部・一部の別の欄は、放送区域が一の都、道、府又は県の管轄区域の全部に及ぶときは都、道、府又は県を単位に、一の都、道、府又は県の管轄区域の一部に及ぶときは市、区、町又は村を単位に記載することとし、該当する□にレ印を付けること。

なお、この場合において、申請に係る基幹放送局の空中線電力が100ワット未満であるときは、市、区、町又は村を単位に記載すること。

(3) 第7条第1項の規定に基づき提出する書類に記載する放送区域は、次に掲げる区分に従つて表示したものと提出するものとする。ただし、超短波多重放送を行う基幹放送局の場合であつて、別紙に記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局(無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。)のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したときはその旨を記載し、超短波多重放送を行う基幹放送局の場合は、その基幹放送局が無線設備を共用する超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送局のものと同一である旨を記載し、また、再免許の申請の場合であつて、当該別紙に記載する内容が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一であるときはその旨を記載し、提出を省略することができる。また、短波放送を行う基幹放送局であつて、中継国際放送を行うものの場合は、「何区域」のように記載すること。

ア 中波放送、超短波放送、テレビジョン放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の場合

(ア) 希望する空中線電力が100ワット以上(ただし、地上デジタルテレビジョン放送を行う基幹放送局の場合は10ワット以上。)であるときは20万分の1以上の精密度を有する地図に、100ワット未満であるときは5万分の1以上の精密度を有する地図に基幹放送局の開設の根本的基準(昭和25年電波監理委員会規則第21号)第2条第15号の規定による放送区域を表示し、かつ、同号の規定によ

り放送区域となる地域に指定された電界強度による等電界強度線及び送信空中線の位置を表示すること。この場合において、この図面の大きさが1平方メートル以上となるときは、50万分の1又は20万分の1の精密度を有する地図に記載すること。

(イ) 放送区域及び等電界強度線を表示するに当たっては、次に掲げる基幹放送局の区別に従い、それぞれに該当する周波数によること(これらの周波数以外の周波数によることが適當と認めるときは、当該周波数によるものとする。この場合においては、当該周波数を図面に付記すること。)。

A 中波放送を行う基幹放送局の場合

1,000kHz

B 超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の場合

85MHz

C テレビジョン放送を行う基幹放送局の場合

600MHz

(ウ) 放送区域、等電界強度線又は送信空中線の位置が送信装置ごとに異なるときは、その別に記載すること。

イ ア以外の基幹放送局(短波放送を行う基幹放送局であつて、国際放送又は中継国際放送を行うものを除く。)の場合

アに準じて記載すること。

27 29の欄は、中波放送を行う基幹放送局に限り、使用する無線設備の区分が異なるごとに次により記載すること。

- (1) 使用する無線設備の区分の欄は、該当する□にレ印を付けること。
- (2) 放送区域内の世帯数の欄は、当該放送区域内に含まれる全世帯数を記載すること。
- (3) ブランケット・エリア内の世帯数の欄は、次式により算出した距離を半径とする円内に含まれる全世帯数を記載すること。

$$D=60\sqrt{P}$$

Dは、送信空中線からの距離(m)

Pは、空中線に供給される電力に短小垂直空中線に対する利得を乗じた値(kW)

- (4) 比率の欄は、ブランケット・エリア内の世帯数の放送区域内の全世帯数に対する比率を記載すること。

28 31の欄は、無線局種目的等コード表により該当するコードを記載すること。

29 32の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何所属の受信設備」のように包括的に記載すること。

30 33の欄は、次により記載すること。

- (1) 法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次に掲げる様式により記載すること。ただし、受信障害対策中継放送を行う無線局の申請の場合にあつては、当該様式を用いず、33の欄に外国人等により占められる役員の割合を記載し、移動受信

用地上基幹放送を行う無線局の申請の場合にあつては、33の欄に外国人等により占められる役員の割合を記載すること。この場合において、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して33.33%となり、四捨五入前の割合が3分の1未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、割合が3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること。）。

フリガナ 氏名	住所	役名	特定役員への該当の有無	日本の国籍の有無	備考
			□有 □無	□有 □無	

(注1) 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

(注2) 特定役員とは、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成27年総務省令第26号。以下「表現の自由享有基準」という。)第2条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいう。

(注3) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村（外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの）を記載すること。

(注4) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注5) 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。

(注6) 備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること。

(注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類(例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(現に有効なものに限る。)の写し)を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）を添付すること。

(2) 記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局のものと同一の場合であつて、当該他の基幹放送局についてその全部を記載しているときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

31 34及び35の欄は、次により記載すること。

(1) 法人又は団体の場合に限つて記載することとし、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00となるときは、四捨五入せず、割合が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。）。受信障害対策中継放送を行う無線局の申請の場合にあつては、当該様式を用いず、

34の欄に外国人等直接保有議決権割合を記載し、移動受信用地上基幹放送を行う無線局の申請の場合にあつては、34の欄に外国人等直接保有議決権割合を記載すること。ただし、四捨五入前の数値が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載して33.33%となるときは四捨五入をせず、3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること。）。

#### ア 議決権の総数

区分		株式数(株)	議決権の数(個)
発行済株式(A)	無議決権株式(B)		
	議決権制限株式(C)		
	自己保有株式(D)		
	相互保有株式(E)		
	申請者（子会社を含む。）における株主の相互保有対象議決権の総数の4分の1以上の保有の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	特定外国株式(F)		
	その他(G)		
	単元未満株式(H)		
総数(I)			
備考	1単元の株式数		

- (注1) 最近日現在の議決権の状況について記載すること。
- (注2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注3) (B)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式（同法第189条第1項に定める単元株式数に満たない数の株式（以下この別表において「単元未満株式」という。）を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。）の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。
- (注4) (C)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式（単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。）の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。
- (注5) (D)の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式（単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。）のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式（以下この別表において「自己保有株式」という。）の総数を記載すること。
- (注6) (E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、申請者（申請者の子会社を含む。）における株主の同項に定める相互保有対象議決

## 別表第二号第1 (記載要領)

権の総数の4分の1以上の保有の有無を確認し該当する□にレ印を付けた上で、総数を記載すること。

(注7) (F)の欄は、放送法第116条第1項、第2項（第125条第2項において準用する場合を含む。）又は第125条第1項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否している株式及び同法第116条第4項（第125条第2項において準用する場合を含む。）の規定により議決権が制限されている株式（以下この別表において「特定外国株式等」という。）の数を種類ごとに記載すること。

(注8) (G)の欄は、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式等に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。

(注9) (H)の欄は、単元未満株式の総数を記載すること。

(注10) (I)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。

(注11) 表に記載の内容を証する書類(例: 株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人(表に記載の内容に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。

(注12) 単元株式数を定款で定めていない株式会社にあつては、1単元の株式数の欄の記載を要しない。

(注13) 法第4条の免許を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状況を記載すること(イにおいて同じ。)。

## イ 議決権割合に関する事項

(ア) コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の地上基幹放送局に係る申請の場合

外資系日本法人	議決権の総数の10分の1以上を占める者										
	合 計										

(注1) 外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいい((イ)において同じ。)、外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、施行規則第6条の3の2第4項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体についても記載すること。

(注2) 申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること((イ)において同じ。)。

(注3) (A)の欄は、都道府県市区町村(外国法人等にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注4) (B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

(注5) (C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注6) (D)の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式(アの(C)の議決権制限株式を除く。)の数を減じて計算した数を記載すること。

(注7) (E)の欄は、アの(I)に記載した議決権の総数に対するイの(ア)の(D)の比率を記載すること。

(注8) (F)及び(G)の欄は、次の場合に記載すること。

(ア) 申請者の議決権の総数の10分の1以上を占める外資系日本法人について、当該外資系日本法人に対して一の外国法人等が10分の1以上の議決権を有する場合。なお、当該外資系日本法人に対して10分の1以上の議決権を有する外国法人等が二以上ある場合は、それぞれの外国法人等について記載すること。

(イ) 一の外国法人等が申請者の議決権を有する二以上の外資系日本法人の議決権を有している場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が10分の1未満であるときに、当該外資系日本法人が直接に占める申請者の議決権の割合(1000分の1以上であるものに限る。)に、当該一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の1以上となる場合。

(注9) (I)の欄は、(E)の比率に(G)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。

(ア) (G)の比率が2分の1を超える場合は、(E)の比率に(G)の比率を乗ずることなく、(E)の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。

(イ) 外資系日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、(E)の比率に(G)の比率を合算した比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、一の外国法人等が当該外資系日本法人の2分の1を超える議決権を有する場合は、(E)の比率に(G)の比率を合算した比率を乗ずることなく、(E)の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。

(注10) (E)及び(G)から(I)までの欄は、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは、四捨五入せず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。）。

(注11) 備考の欄は、施行規則第6条の3の2第3項から第6項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えて(G)の比率の確認方法を記載すること。

(注12) (J)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計者)」に記載すること。

(注13) (C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人((C)及び(D)に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。

(イ) コミュニティ放送を行う基幹放送局に係る申請の場合

区分		氏名又は名称	住所(A)	法人番号(B)	株式数(株)(C)	議決権の数(個)(D)	(D)／議決権の総数%(E)	備考
外	議決権の総数の1000分の1以上を占める者							

## 別表第二号第1（記載要領）

議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計 (計 者) (F)							
合 計							

(注1) (A)から(D)までの欄は、(ア)の(注3)から(注6)までに準じて記載すること。

(注2) (E)の欄は、アの(I)に記載した議決権の総数に対するイの(イ)の(D)の比率を記載すること。この場合において、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは、四捨五入せず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。）。

(注3) (F)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計者)」に記載すること。

(注4) (C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人((C)及び(D)に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。

(2) 記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局のものと同一の場合であつて、当該他の基幹放送局についてその全部を記載しているときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

32 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

33 無線局事項書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この別表の定める規格の用紙とする。

34 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。